

今回の欧州委員会提案に関する追加考察①

- 今回の提案の背景：EUにおける産業競争力重視の一環
 - 欧州産業の保護措置ではない、CBAMはカーボンリーケージ防止という環境政策と言うが、カーボンリーケージと産業競争力は表裏一体
 - 他にも、2035年以降の内燃機関車の販売禁止の緩和提案、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の簡素化など、行き過ぎたグリーンディールの軌道修正の事例数多
- The CBAM mirrors the EU ETSという主張は妥当か
 - 製品への規制 vs. 施設への規制
 - 下流製品への規制
 - そもそもEU ETSのCPがそのまま下流製品に転嫁されているとは限らない
 - 海外事業者のみに課される事務負担（実測値を使うならなおさら）
 - 欧州委員会が勝手に決めるデフォルト値（下流製品にはマークアップはないが）
- 一時的脱炭素化基金
 - 輸出による「残存カーボンリーケージ」を導入の理由としつつ、「輸出にはリンクしない」という苦しい説明
 - 無償割当を減らす一方でオークション費用を補助するようなものとの見方も

今回の欧州委員会提案に関する追加考察②

- CBAMの政策としての費用便益
 - 昨年12月17日に欧州委員会から発表された規則等は24の文書、デフォルト値だけで1600頁
 - 今回の欧州委員会のインパクト評価：GTAPモデルも回して、下流製品をCBAMの対象とした時の世界の排出削減量、カーボンリーケージの量、マクロ経済や消費者価格への影響、ビジネスやEU当局の遵守コストなどを14頁にわたり詳細分析、しかし第三国生産者の事務負担は定性的な記述が数行のパラ一つのみ
- CBAMの拡散
 - EU CBAMは、2027年にヨコへの拡大（化学品、ポリマー、紙パルプ、ガラス、セラミックス、フェロアロイ等）、タテへの拡大（既にCBAM対象となっている肥料、水素も含めた対象製品の下流製品）が提案される予定
 - 英国、豪州、カナダ、ブラジル、台湾、タイも導入の方針
- 気候変動と環境の適切な政策バランスに向けた議論の必要性
 - 欧州業界団体の反応（下流製品が不十分）、中国政府の反応（不当に高いデフォルト値、WTO/UNFCCCに違反、単独主義・貿易保護主義）
 - 新たな議論の場：COP30の合意（今後3年間のマルチのプロセス）、プルリとしてのIFCCT（気候変動と貿易の統合フォーラム）、シンクタンクによるイニシアティブ（コロンビア大学、Wilton Park（英国外務省共催））
 - 一定の規律（code of conduct）がなければ、CBAMが貿易に対する大きな阻害要因となりかねない